

自 令和6年9月10日

至 令和6年9月10日

令和5年度
遠別町各会計決算審査特別委員会会議録

遠別町議会

決算審査特別委員会会議録

開 会 令和6年9月10日 午前10時00分

閉 会 令和6年9月10日 午後 2時27分

◎審査付託事件

(1) 認定第1号	令和5年度遠別町一般会計歳入歳出決算認定について
(2) 認定第2号	令和5年度遠別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(3) 認定第3号	令和5年度遠別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(4) 認定第4号	令和5年度遠別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
(5) 認定第5号	令和5年度遠別町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
(6) 認定第6号	令和5年度遠別町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(7) 認定第7号	令和5年度遠別町立国保病院事業会計決算認定について

◎出席委員（7名）

委員長	大石幸夫	副委員長	山本仁美
委員	白井金治	委員	橋本初昭
委員	白幡広喜	委員	山下悟
委員	國部雅人		

◎職務のため出席した議員（地方自治法第105条の規定による出席）

議長 小森嘉孝

◎本委員会に説明のため出席した者

町長	笹川洸志	代表監査委員	田中雄志
教育長	佐藤裕昭	農業委員会会長	妻沼浩
監査委員	橋本初昭		

◎町長等の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	富士原栄治	出納室長	佐藤克久
総務課長	坂川敏文	診療所事務長	齊藤晶夫
住民課長	西尾英樹	教育次長	緒方章
福祉課長	小林大輔	農業委員会事務局長	小森正広
経済課長	小森正広		
建設課長	高田博之		

◎職務のため議場に参加した議会事務局職員

事務局長 柳井宏紀 係長 守屋佳貴

会議の経過

令和6年9月10日

<p>委員長</p>	<p>おはようございます。令和5年度遠別町各会計決算審査特別委員会の開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。本特別委員会は令和6年第6回遠別町議会定例会において付託を受けました。令和5年度遠別町一般会計ほか6会計の決算認定について本日から審査を行います。なお、議長並びに議会選出監査委員を除く議員全員の構成で設置され、不肖、私が委員長に指名されましたので、委員長の職務を努めたいと思います。どうか委員各位におかれましては、決算認定の意義について深い思いを持って、真剣な審査に臨んでいただきますよう切に念願するものであります。また、町長以下、執行機関、当局並びに職員の皆様方には審査期間全般を通じて、実のある審査ができますよう、スムーズな委員会運営にご協力をお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>議場内が暑く感じる方は、上着を脱いでもらってよろしいです。発言の際にはマスクを外し、起立して発言願います。また、会議中私語は慎むようお願いいたします。只今から令和5年度遠別町各会計決算審査特別委員会を開催いたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>本日の出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の特別委員会を開きます。なお、小森議長においては、地方自治法第105条の規定による権限での出席となりますことを報告いたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>本委員会に付託されました、認定第1号、令和5年度遠別町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和5年度遠別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和5年度遠別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和5年度遠別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和5年度遠別町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和5年度遠別町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、令和5年度遠別町立国保病院事業会計決算認定についてを議題といたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは会議を進めてまいります。令和5年度遠別町各会計歳入歳出決算書並びに令和5年度遠別町立国保病院事業会計決算書については、先に配付しておりますので、委員の皆さんは内容をよく精査され、質問の要点を取りまとめられておられることと思いますが、委員会の審査の方法についてお諮りいたします。まず最初に、令和5年度遠別町各会計歳入歳出決算審査にかかる監査委員の意見書について質問を受けた後、会計ごとに決算書について質疑、その会計にかかる「財産に関する調書」の質疑を行った後、総括的質疑を受けます。それを各会計で順次行い、その後、令和5年度遠別町立国保病院事業会計決算審査にかかる監査委員の意見書について、質問を受け、病院事業会計の決算書について質疑を受け、「財産に関する調書」の質疑の後に、病院事業会計の総括質疑を行うことよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
<p>委員長</p>	<p>異議なしと認めます。そのように進めてまいります。</p>
<p>委員長</p>	<p>令和5年度遠別町各会計歳入歳出決算審査に係る監査委員の意見書について質疑を受けます。ありませんか。無いようですので、以上で監査委員の審査意見についての質疑は終わります。</p>
<p>委員長</p>	<p>次に会計ごとの決算書について質疑を受けます。それでは、認定第1号、令和5年度遠別町一般会計歳入歳出決算事項別明細書から款別または款を合わせて歳出から行います。なお、質問の際には事項別明細書または、事業効果表の何頁に記載されているか述べてから質問してくださいようお願いいたします。また、説明委員の交代もスムーズをお願いいたします。1款議会費。31頁の1頁です。質疑はございませんか。ありませんか。なければ1款議会費を終わります。2款総務費。32頁から48頁までの17頁です。質疑はありませんか。8番國部委員</p>

國部委員	はい、決算書の34頁ですね。決算書34頁、委託料の部分なんですけれども。ホームページのリニューアル業務に500万というふうに認識しておりますが、まずこのホームページのリニューアルに関して、主に考えたのが町内に情報を伝えるのが、を目的とするのか、町外に情報を発信するのを目的と、主眼と置いているのか、どのような考えでリニューアルしたのかをお伺いします。
委員長	西尾住民課長。
住民課長	ホームページのリニューアル業務の委託につきましては、一応ホームページが古くなってきたというのもございまして、町内町外関わらずですね、見やすいホームページとなるようにリニューアルしようという考えでございまして。
委員長	よろしいですか。國部委員。
國部委員	実際見て、そういった特にどっちって風には捉えられなかったんで、そういうことだろうと思ってたんですけども、去年同じようにホームページの質問からさせていただきまして。で、なぜかっていうと更新が滞っているということで指摘させていただいて、で、住民課長からは適切に今後の更新をしていけるように改善していきたいという答弁をいただいております。加えて、副町長からは職員の意識を変えていかなければいけないと、更新をスムーズにしていく体制を整えていきたいという答弁をいただいております。具体的にどのような対策をとったか教えていただきたいと思っております。
委員長	西尾住民課長。
住民課長	まず、リニューアルに合わせまして、今年の1月に各課の方にそれぞれの担当している情報の精査を依頼いたしました。で、それに基づいて新しいホームページの方に掲載するという方法をとってるのが1つと、あとは毎月開催しております情報化推進委員会の方で、現状に留まることなくですね、より良い更新がされるようにですね。毎月審議をしているところでございまして。
委員長	よろしいですか。手を挙げて発言してください。國部委員。
國部委員	先ほどの質問で、副町長にも宛てたつもりだったんですけど。副町長の去年の答弁に関して、どのような体制を、という部分での質問も含まれていたと認識しています。
委員長	富士原副町長。
副町長	申し訳ありません。あのいま住民課長が答えたようにですね、情報化委員会のほうで、各課のほうでとりあえず、今までの直さなければいけないものとか、一応各課から吸い上げて、見やすいように、皆さんが使いやすいようになりリニューアルをどのようにしたらいいのかと。あとはいろいろ年限が古いものについてはどういうふうに対策すれば、そういうふうにしていいのかですね、その情報化委員会なりそれぞれの課で吸い上げて、一応そういうふうになりリニューアルに向けて進んだところであります。
委員長	國部委員。
國部委員	情報化委員会ですとかそういった話は前回も聞いてございます。で、今見てみますと、例えばイベントの部分でですね、今上がってるのが食べマルシェ出店します。子供盆踊りが開催されました。ふれあいマラソンが受付終了です。が、2024年の情報で、他は23年以前の情報になってます。この間本当にイベントしてないんですか。冬祭りであったり、商工夏祭りであったり、遠別川祭りですか、いろいろイベントはあると思うんですが、それが掲載されていないと。これで去年の答弁の反省というかですね、今後、この体制づくりがうまくいっているという評価でしょうか。ちょっとですね、そのやっていますっていう話は分かりました。で結果、結果どうしてるのか、で、ここに問題を感じていないのかというところは非常に常々疑問に思っております。
委員長	富士原副町長。
副町長	國部委員がおっしゃるようになりますね。行事の関係とかですね。そういうのについては、更新日時についても、とりあえず古い年限のままになってるとかですね。そういうのがありましたので、その都度ですね、現課の方なりには話して更新す

	<p>るようになって、毎月課長会議がある中でもですね、そういうふうに住民周知を早くするようにですねその辺は申し伝えているところであります。ただ、その辺が即応していないところがちょっと残念ではありますが、その辺はまだこれからも改善していかないといけないんだと思います。</p>
委員長	<p>よろしいですか。</p>
	<p>(國部委員から「もう3回ですよね」との声あり)</p>
委員長	<p>発言を許します。はいどうぞ。</p>
國部委員	<p>今、現状そうであるのやってるのもわかるんですけど、これずっと去年もずっと言ってますっていう話をしたんですけど。解決に向けての対策取るつもりはございませんか。毎年こうなんですよ。町長の任期があとわずかということで、なかなか今後の話もしづらいとは思うんですけども。どうですかね住民課長、あのこれ解決できないんですかね。</p>
委員長	<p>西尾住民課長。</p>
住民課長	<p>先ほどおっしゃられたようにですね。ホームページの方はですね。リニューアルしましたので、行事がある時にですね。イベントがある時にですね。掲載はしてるんですけども終了したタイミングで、もう落としたり、ほかのものとかですね八神純子のライブですとか、まあほかのものでですね、というタイミングもありましたので、例えばそのイベントを実施した結果をですね。何ヶ月間か載せた方がいいとかっていうことではないですか。そういう話じゃなくてですか。載ってないものもあるという。そういうことですね。</p>
委員長	<p>暫時休憩します。</p>
	<p>休憩(10:16) 再開(10:23)</p>
委員長	<p>会議を再開し、会議を進めます。富士原副町長。</p>
副町長	<p>先ほど國部委員からのご質問の中で、とりあえず体制づくりというところが一番大きな問題だと思いますが、情報化委員会のメンバーも含めてですね。それをそれぞれの課の方に持ってって、それぞれの課の方で、とりあえず係長、主幹、課長も含めた中で、どういうふうな発信方法がいいのか、もう一度しっかりと体制を作っていくしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ほかに質疑はございませんか。5番山本委員。</p>
山本委員	<p>事業効果表の15頁の総務管理費ですか、民間賃貸住宅建設助成支援事業についてですね、町の住宅不足ということで、解消するために民間住宅の活用を図り、その結果、民間住宅の入居世帯の状況と合わせて、公営住宅の空き状況を教えていただきたいのと、その中で公営住宅から民間住宅に転居された世帯数も教えていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>建設課長高田君。</p>
建設課長	<p>公営住宅の空き状況なんですけども。9月1日現在、使用できる住宅での空き室ということで24室になっております。で、ただですね、この転居された方の中から民間賃貸住宅とかに転居されたっていう方については、基本的に公営住宅については退去届っていうことで届け出させていただきただけですので、どこに転居したというのまでは把握しておりません。ですので、この今回の民間、賃貸住宅建設助成事業で建てた住宅に引っ越したという方がいるとは思うんですけども、何件の方っていうことまでは把握しておりません。ご理解願います。</p>
委員長	<p>山本委員。</p>
山本委員	<p>結構町民の方から公営住宅空いてきてるよねと。で、これ選考委員の中で何をやっているんだっていう感じで結構あのこういう話が出るのがあったんです今までね。で、規約もいろいろあるだろうけども、いろんな面でテレビ電話では流しますよね。不定期に。でもこの状態が埋まったのか埋まらないかわからない。その状態もちょっと知りたいかなっていう感じで、あのちょっともう一回質問します。</p>
委員長	<p>すいませんでした。山本委員、今、1款総務費に今の質問の民間住宅の、入っ</p>

	<p>ていませので。公営住宅の款が違いますので、次の款の時に質問お願いします。遅れました。すいません。他にございませんか。7番山下委員。</p>
山下委員	<p>款間違っていたら、頁数間違っていたら教えていただきたいんですけど、32頁予算書ですね。ごめんなさい決算書。で、効果表で11頁の市町村連携加速化事業なんですけども、こちら研修されてますけども、受講者に関しては、例えば対話コミュニケーション研修で29名となっておりますけども、この29名は本町の職員が参加したのか、それとも全体、5町村の全体の人数なのかちょっと確認させてください。</p>
委員長	<p>坂川総務課長</p>
総務課長	<p>はい、こちらの事業効果表で受講者数の人数乗せてますが、これは全体の、5町村全体の人数となっております、上の対話コミュニケーション研修については、遠別町の職員が研修受けたのは6人。次のSDGs研修については5名、ワークショップ研修については6名。ゼロカーボン研修については6名ということで、この内数として町の職員がそれだけの人数参加しております。以上です。</p>
委員長	<p>山下委員。</p>
山下委員	<p>コミュニケーション研修に関してなんですけど、結構あの窓口対応に関して町民の方からもうちょっとあの親身になって相談受けてほしいというですね声が聞こえることもあるんですけども、こういった研修で効果と言いますか、今すぐというのは難しいとは思うんですけども。現状、課長としては、町長でもいいんですけども、効果に関してですねどのように感じてるか教えてください。</p>
委員長	<p>坂川総務課長</p>
総務課長	<p>研修を受けたからといってすぐには効果が出るものではないというものだと思いますが、研修を受けることによってある程度の認識としてどういった対応をしなければならないのか。また、町民に対してどう接しなきゃならないのかっていうことは理解できることだと思いますので、その経験を生かしてですね、まず職員としてもうちょっとその対応能力というか、コミュニケーション能力、その他の研修についてもそうですけども、そういったところで、今後の仕事に役立てていただきたいというところがありまして、こういった研修を受けたいという方、誰に行けというわけじゃなくて、こういった研修があるんで参加してみませんかということで募集しておりますので、今後のためにそういった研修は引き続き続けていきたいと思っております。</p>
委員長	<p>山下委員よろしいですか。</p>
	<p>(「はい」との声あり)</p>
委員長	<p>ほかにごございませんか。8番國部委員。</p>
國部委員	<p>36頁の委託費、効果表の12頁、地域活性化推進事業の中でSNSについて先ほどとちょっと似たような話になってしまうんですけどSNSについてお聞きしたいと思います。インスタグラム投稿回数68回、LINE@10回、あとその上ですかブログ更新50回というのが出ておりますが、他に公式、なんでしょうそのXとフェイスブックも公式ページとして持ってると思うんですが、この管理はどんな感じになってるのかっていうのと、ブログやインスタグラム、前はホームページからリンクがあったと思うんですけど、今ちょっとホームページからリンクがたどれないのかちょっと見つけられなくなってる、で、最近見られてないんですけども、これ公式ブログもしくは公式インスタグラムとしての捉えでよろしいんでしょうか。</p>
委員長	<p>坂川総務課長</p>
総務課長	<p>まずSNSの関係でですね。先ほど、Xとかフェイスブックっていうものに関してはえんおこではなくてですね。町で管理している方のサイト、もちろんというサイトのほうで管理しているものなので、NPOの方で実際に動かしているものではないということのようなので、この実績の中には載ってないということになります。それから、ホームページのリンクに関してですね。昨年同ような質問をいただきまして、ホームページが新しくなるので、その辺も考えていきたいと</p>

	<p>というような話をさせてもらいました。あの動画配信とかですね。実際あの新しくホームページ変わりました、すぐにはちょっとそこの対応はできていなかったのですが、現在NPOのページとかですね。そこにリンクできるようなことを、今住民課と協力して作業中ですので、ご理解いただきたいと思います。</p>
委員長	<p>よろしいですか。國部委員。</p>
國部委員	<p>フェイスブックとXの更新はどうなってるのか、その、ここにはないって言ったのは分かったんですけど、更新がどうなってるのかを先ほど尋ねた部分があります。あと、ブログとインスタグラムは公式という捉えかというのも先ほど聞いた中であつたと思いますので、そこの答弁を再度お願いいたします。</p>
委員長	<p>坂川総務課長</p>
総務課長	<p>申し訳ございません。ちょっと認識が不足しておりました。まず先ほど言ったXとかフェイスブックのももちろんっていうところは、その職員がイベント情報等を流すということで、ここ1年間ぐらいほぼほぼ更新されてない状況でした。それで、情報化委員会の中でも、ホームページもそうですが、そういったSNSのサイトもありますので、そこもちゃんと更新していかなければならないんじゃないかという協議はされたようです。今後そういったことで遠別町の公式なページとして、きちんと管理しなければならないという状況でございます。それとブログとインスタグラムというのは、公式なページというのはNPOのページという意味でしょうか、それとも遠別町の。遠別町のというと、申し訳ございません。ブログについては、あくまでも移住対策の活性化事業の中でのブログですので、町の公式ということにはならないのかと思います。インスタについても同様の考えになるかと思ひます。</p>
委員長	<p>8番國部委員。</p>
國部委員	<p>まず、今の中で、フェイスブックとXに関して、町の職員がってありましたけれども、担当がどこなのかちょっと分からないので、ちょっと教えていただきたいのと、あとは公式ではない、先ほどのインスタとブログと公式ではないという話が、これ要は誰の持ち物、建物ですとか道路ですとかそういう形ある物は所有権が、皆さん意識していると思うんですけども、そういう無形の財産に関して、誰の物かというのがちょっと認識をはっきりしないといけなと考へておまして、ツイッターからXになって、イーロンマスクが買収して以降、収益化プログラムが始まっておりますし、インスタグラムでも収益化プログラムが今、テスト段階になっています。例えばこれ町の物だとしたら、もし収益化が成功したら町に入るわけですし、ほかの例えばNPOのものでしたらNPOに入るという時点で、きちんと所有権とか誰のをはっきりさせておく必要がもちろんあると思うんです。そういった部分での質問でございました。</p>
委員長	<p>暫時休憩します。</p>
	<p>休憩（10：39） 再開（10：58）</p>
委員長	<p>休憩を解き会議を再開します。坂川総務課長。</p>
総務課長	<p>大変申し訳ございません。國部委員からの御指摘というか意見のとおり、公式としてインスタグラム、それからブログというものは委託業務として発注しているので、きちんと管理しなければならないということは、改めて認識させていただきました。今後の更新等の方法につきましては、NPOも含めて、こちらのほうも考え方を変えながら、きちんと管理していきたいと思ひますので、御理解のほうをお願いしたいと思ひます。</p>
委員長	<p>ほかにございせんか。ありせんか。8番國部委員。</p>
國部委員	<p>36頁、効果表の11頁、行政サービスポイントに関して、去年から4割ほど落ちておりますが、これは事業が減つたのか、それとも参加人数が減つたのか、どのような理由でしょうか。</p>
委員長	<p>坂川総務課長。</p>
総務課長	<p>行政サービスポイントにつきましては、昨年から約50万近く落ちてい</p>

	<p>思います。昨年まではマイナンバーカードの発行に対して大きくポイントをつけておりましたので、その部分の事業が新しくやっておりませんので、その部分で減っているという御理解をいただきたいと思います。</p>
委員長	<p>よろしいですか。ほかにございませんか。6番、白幡委員。</p>
白幡委員	<p>決算書の32頁で、効果表の16頁になりますけども、遠別高校の補助金ということで、生徒数58名なんですけど、バス通学生の補助、どこの町から何名来ているのか教えてください。</p>
委員長	<p>緒方教育次長。</p>
教育次長	<p>バス通学生の内訳でございますが、天塩から5名、初山別から2名、羽幌から3名、苫前、留萌、幌延、豊富から各1名ということになっております。以上です。</p>
委員長	<p>よろしいですか。ほかにございませんか。7番山下委員。</p>
山下委員	<p>決算書42頁の効果表20頁、これらの感染症の非課税世帯のお金の配布、こちらは基本的に対象者全員に配布したということですのでよろしいのでしょうか。</p>
委員長	<p>小林福祉課長。</p>
福祉課長	<p>全員かというお話ですが、全員から申請をいただくことができませんでした。以上です。</p>
委員長	<p>山下委員。</p>
山下委員	<p>それはどれくらいの方、パーセントでいいんですけど、教えてください。</p>
委員長	<p>小林福祉課長。</p>
福祉課長	<p>おおむね5%の方から申請をいただいております。</p>
委員長	<p>山下委員。</p>
山下委員	<p>これはPRと言いますか、そのお知らせが甘かったのか、それとも町外でどっかか入院していてその期限内に申請書を出せなかったのか、どのような認識でいらっしゃるか教えてください。</p>
委員長	<p>小林福祉課長。</p>
福祉課長	<p>対象になる方につきましては、こちらから郵送で通知を出させていただいたところなんですけど、その中で実際に住所はあるんだけども入院されているだとか、そういった方に電話連絡もしているんですけども、なかなか100%には至らなかったということで理解します。以上です。</p>
委員長	<p>ほかにございませんか。ございませんか。ないようですので、2款総務費を終わります。暫時休憩します。11時15分まで。</p>
	<p>休憩（11：06） 再開（11：15）</p>
委員長	<p>休憩を解き会議を再開します。3款民生費、43頁から55頁までの8頁であります。質疑はありませんか。8番國部委員。</p>
國部委員	<p>決算書の50ページになるかと思うんですけども、敬老会、あさってにでも今年度の敬老会が開催されると思うんですけど、この参加人数が、最近、減少傾向にあるように感じておまして、この参加人数、前年度と、もっと前ののが分かれば教えていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>坂川総務課長。</p>
総務課長	<p>昨年の該当者につきましては、585名おりました、出席者は134名となりました。出席率に関して言うと22.91%で、どのくらいまで遡って……。令和2年、令和3年は、コロナで未開催になっておりました。その後、令和4年から開催したのですが、令和4年で24%、先ほど言った令和5年が22%、令和6年は、これからなのですが、今、21%の参加となっております。それ以前、コロナ前の令和元年以前については、38%から40%ほどの参加率となっております。これはコロナで外出しなくなったという要因も多少あるのかなというふうに感じていますが、開催方法等、いろいろ工夫して、余興等で楽しめる方、毎回違った方を呼ぶようにして、何とか参加していただけるような形を取ってい</p>

	るのですが、なかなか参加に結びついていないというところもありますので、方法についてはいろいろ検討しながら開催したいというふうに考えております。
委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。ありませんか。ないようですので、3款民生費を終わります。続きまして、4款衛生費から5款労働費まで、55頁から62頁までの8頁です。ありませんか。8番國部委員。
國部委員	決算書56頁の委託料の部分です。各種検診の予算時の予算人数と、実際に実施した人数を教えてくださいと思います。
委員長	小林課長。
福祉課長	56頁ですね。がん検診の関係ですね。各種がん検診がございしますが、予算時と、それぞれ説明させていただきます。胃がん検診が90に対して58、肺がん検診が130に対して100、大腸がん検診が120に対して97、子宮頸がん検診については130に対して115、乳がん検診が160に対して137、前立腺がんが60に対して40となっております。
委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。8番國部委員。
國部委員	決算書の62頁、労働費、外国人技能実習生受入対策協議会の実績と参加状況を教えてください。
委員長	小森経済課長。
経済課長	令和5年度の実績なんですけど、主に日本語教室を開催しております。42回開催いたしましたして、延べ348人参加されております。それと、5年度初めての取組なんですけど、冬まつりの出展イベントにも、外国人、フォーだとかベトナム料理を含めて6名の方が参加していただいております。内容については以上です。
委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。 (「なし」との声あり)
委員長	ありませんか。なければ、4款衛生費から5款労働費までを終わります。続きまして、6款農林水産費から8款土木費まで、62頁から74頁までの13頁です。質疑はありませんか。8番國部委員。
國部委員	決算書66頁、林業費の委託料、これは繰越明許でやったと思うんですけど、合板・製材・集成材生産向上・品目転換促進対策事業に関して、繰越明許で行ったと思うんですけど、これだけの大きい事業、効果表に載せるべきかなと思うんですけども、いかがでしょうか。
委員長	小森経済課長。
経済課長	繰越予算でしたので、効果表には添付していない状況でした。以上です。
委員長	もう一度質問しますか。内容がちょっと。國部委員。
國部委員	繰越予算で、予算書は予算計上のときは主要施策で出ていて、繰越しだから出さないというのがちょっと理解できないので、例えば、3,200万円の予算がどこに着地したかとか、そういった部分での報告義務があると思うんですけど。
委員長	富士原副町長。
副町長	國部委員おっしゃるとおり、補正等で上げたときに主要施策で上げているものについても、本来であれば事業効果のほうに載せるべきだったのが抜けていて大変申し訳ありません。今後そのようなことがないように気をつけていきますので、よろしく願いいたします。
委員長	よろしいですか。ほかに質問ございませんか。6番白幡委員。
白幡委員	決算書の73頁で、効果表の74頁になろうかと思っておりますけれども、改修工事、各工事費が出ていますけれども、例えば本町団地S51、これに関して減価償却費だとかは何年で見ているのか、教えてください。
委員長	高田建設課長。
建設課長	公営住宅自体の耐用年数自体は、木造の場合は30年ということになります。ただ、使えるものについては、建て替えまではずっと修繕していくような形になりますので、減価償却という基本的な予算とかの関係の処理にはならないんですけども、建物管理上は、一応30年以上経ったとしても使える場合は使っていくような感じで、建て替えが必要になったときは長寿命化計画の中で建て替えを

	検討していくような形に整理しております。
委員長	よろしいですか。白幡委員。
白幡委員	この632万5,000円の工事費というお金をかけているわけだから、その分に対しても減価償却費というのは発生しますよね。それで、その分に対して何年で償却していくのかということなんです。
委員長	高田課長。
建設課長	基本的に、一般会計の中の公営住宅の管理ということになるんです。なので、減価償却という考えは、ちょっと普通の事業と考え方が違うのかなと思うんです。それで、先ほど言ったとおり、耐用年数は基本的に30年です。ただ、使える住宅については建て替えまでは管理していきますよということで、今、この51年の住宅なんですけれども、今回、屋根の張り替えをしております。今まで1回とかはやっているんですけれども、それまで1回とかしかやっていなくて、雨漏りとかも発生してきているので、まだ建て替えの計画もないということで、今回、屋根の張り替え工事をやったということで理解していただければと思います。
委員長	よろしいですか。
	(「いいです」との声あり)
委員長	ほかにございませんか。山本委員、先ほどの質問はよろしいでしょうか。分かりました。8番國部委員。
國部委員	決算書68頁、効果表の63頁、備品購入費ということで、旧とんがりかんにデジタルサイネージが入っていて、見に行ったときは何も映っていなかったと思うんですけれども、この運用に関して、現状はどうかなのかということと、更新というか、そのデータコンテンツを作る部署なり、委託なりというのはどうなっているのでしょうか。
委員長	小森経済課長。
経済課長	現在、サイネージのほう、1基設置させていただいていますが、当時、うちのほうの係で内容を投入というか、入れて運用しております。その後の更新というのは、現在のところしていない状況です。以上です。
委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。7番山下委員。
山下委員	効果表の50頁で、決算書、多分63頁になると思うんですけれども、地域政策クラブ事業で、PRのほうが出ていますけれども、試供品提供ということで、この評判といいますか、そういった話などがあったら教えてください。
委員長	小森経済課長。
経済課長	この部分につきましては、管内と留萌振興局合同で行っております。東京のスカイツリーのそば、ソラマチでイベントを実施しております。内容としては、北吹雪、トマトジュースを販売しております。好評といえば、多く人が集まる場所でしたので、遠別を含めて管内の部分の周知PRは行えたのではないかと思います。
委員長	山下委員。
山下委員	これは、商品をただ置いておきたいな感じなんですか。それとも、実際、職員の方がいて、そこで試供を提供していったようなイベントなんですか。
委員長	経済課長。
経済課長	遠別町は参加しておりません。基本、留萌振興局、道の職員がメインで行っている状況で、あと管内については、行ける町村については同行しているというような状況でございます。
委員長	よろしいですか。
	(「いいです」との声あり)
委員長	ほかに質疑はございませんか。ありませんか。なければ、6款水産業費から8款土木費まで終わります。続きまして、9款消防費から10款教育費まで、74頁から87頁までの14頁です。質疑はありますか。8番國部委員。
國部委員	今年度から新規事業でスクールソーシャルワーカーの派遣事業が始まってお

	ります。初年度なので活動実態と、あとはどんな資格の方が来られたのかというのをお聞かせいただきたいと思います。
委員長	緒方教育次長。
教育次長	まず、資格に関しては、社会福祉士と精神保健福祉士の資格を持っている方、留萌のウェルアナザーデザインに所属されている方が遠別に月2回ずつ来られています。実績としましては、小学校、中学校、それぞれ分かれておりますが、相談件数で57件、相談者数で8名。それから、中学校に行きますと、相談件数が46件、相談者数で4名という実績になっております。以上です。
委員長	よろしいですか。國部委員。
國部委員	個人情報に絡むので、詳しい話はあれなんですけど、この効果のところに問題解決が図られたとあります。実際、こういった不登校の方がいて、それが解消されたとか、そういった効果があったということでもよろしいでしょうか。
委員長	緒方教育次長。
教育次長	國部委員おっしゃるとおり、不登校をはじめとしまして、スクールソーシャルワーカーの場合、家庭内の問題とかも、多少、相談の中にはありますので、それらの問題解決、継続しているものもあります、解決したものも当然ございます。
委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。6番白幡委員。
白幡委員	今の同じスクールソーシャルワーカー派遣事業のことなんですけど、小学校、中学校、同じ委託費になっているんですが、これはどういう内容でというか、生徒数でカウントしているのか。何で同じ金額なのか、ちょっと教えてください。
委員長	緒方教育次長。
教育次長	先ほども申しあげましたように、留萌の会社のほうから月2回、こちらのほうに、遠別町のほうに入ってきております。それは小学校も中学校も同じ回数入ってきておりますので、それに関する費用というか、人件費というか、その計算で、小も中も同じ金額となっております。
委員長	よろしいですか。白幡委員。
白幡委員	問題を抱えている生徒数の数じゃなくて、ただ単に月2回ということで同じ金額なんですか。
委員長	教育次長。
教育次長	生徒の数、単価とかではなくて、あくまでも2回の同じ時間数、小も中も同じ時間の同じ回数入ってきておりますので、それに対する代金というふうに考えております。
委員長	ほかにございませんか。5番山本委員。
山本委員	関連なんですけど、今、不登校児が全国で50万人を超えた。年々増えていますよね。遠別町においても、やはり不登校児は増えているのかなと思います。不登校児の定義、何十日以上学校に行かない人を不登校児と言うのか、ちょっと聞きます。
委員長	教育次長。
教育次長	30日を基準として不登校ということになっております。
委員長	よろしいですか。山本委員。
山本委員	それは30日を超えたら、校長を通して、留萌振興局の義務教育指導班に連絡してやっている認識でよろしいですか。
委員長	緒方次長。
教育次長	はい、そのとおりでございます。 (「分かりました」との声あり)
委員長	ほかにございませんか。ありませんか。なければ、9款消防費から10款教育費までを終わります。続きまして、11款災害復旧費から15款予備費まで、87頁から90頁までの4頁です。質疑はありませんか。ございませんか。ないようですので、次に進んでよろしいでしょうか。なければ、11款災害復旧費から15款予備費までを終わります。続きまして、歳出全般について質疑を受けます。8番國部委員。

國部委員	効果表の6頁になるんですけれども、まちづくり応援寄附に要する経費ということで決算をいただいております。これは去年言わせていただいて、予算では主要施策の説明の6頁に同様な表があつて、今回提出いただいたわけなんですけれども、この予算から、多少、基金繰入れが変わっている部分がありまして、事業の決算によるものだと思うんですけれども、例えば、この事業に関しては何割がまちづくり応援寄附を充てるんですとか、半分なのか、幾ら金額なのか、いろいろそういった政策的な支出だと思うんですけれども、これが当初の予算から割合的にも変わっている部分があつて、どういう基準で変わっているのか。本来、あまり割合なり、変えるべきものではないのかなとは思いますが、その辺の考え方を伺いたしたいと思います。
委員長	坂川総務課長。
総務課長	まず、基金の充当につきましては、当然、当初予算なり、補正予算なりで充当する財源として計上すべきものでありまして、それに基づいて事業費が確定した段階で増減、増はなかなかないですけれども、減額が主なんです。中には財源として確保できている部分もありますので、当初予定していなかったものとかにも、当然、充当することもあります。ただ、その中で、委員の質問の中では具体的には出ていなかったのですが、予算措置、財源補正をしていないものにも充当されているものがこの中にあります。そこに関しては、当然、補正予算または専決処分ときには財源補正すべきものであると考えていますので、今回、質問の中の話とは若干ずれるかもしれないのですが、そういった措置をしながら基金の充当をしていくというものになります。
委員長	よろしいですか。國部委員。
國部委員	例えば、中学校指定物品支給対象補助金に関しては、予算上では45万6,000円の、まちづくりを約半分の23万充てようという話で予算は取っております。決算になって、結局、これが36万で収まって、ただ、予算で、当初半分ぐらいを見ましょうという話だったのが、36万のうち30万を見ているという、こういう増額があつて、この考え方が、当初とぶれていて、この政策的な予算をそんな簡単に充てると思ったらあれですけども、べきではないのかなというふうにはちょっと考えているところでもあります。充てれるからいいやというわけではないんでしょうけれども、充てた考え方を再度伺いたしたいと思います。先ほどの補正が漏れていたという部分に関しては聞いております。
委員長	坂川総務課長。
総務課長	申し訳ございません。まず、基金の充当に関しては、別に1,000円単位まで充てられないわけじゃないので、全額対象であれば全額という考え方も当然できるんですが、予算上の中で、全額じゃなくても一部充当という考えもございまして、当初の段階では、先ほどの補助教材の関係であれば半分程度というふう考えたんですけども、全体の中を通して、充当財源としてももう少し充当できるということであれば、先ほども申しましたが、補正予算等で増やすという作業が本来必要な問題でございまして。勝手に好きなように充当するというのはございませぬので、その辺は今後の取扱いとしてきちんと予算化をできるように、するようにさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
委員長	よろしいですか。ほかにございせんか。6番白幡委員。
白幡委員	決算書の174頁で、出資による権利のことなんですけど、旭川営林支局の緑のオーナー制度の中身がどういうものなのか。それと、何年に何年に出資しているのか、教えてください。あ、分かりました次。
委員長	ほかにございせんか。ありませんか。ないようですので、以上で歳出を終わります。昼食のため、暫時休憩をします。13時15分までです。
	休憩（11：46） 再開（13：15）
委員長	休憩を解き、午前中に引き続き会議を再開いたします。歳入についても、款を合わせて行います。1款町税から5款株式等譲渡所得割交付金まで、1頁から5

	<p>頁までの5頁です。質疑はありませんか。ございませんか。ないようですので、1款町税から5款株式等譲渡所得割交付金までを終わります。次に、6款法人事業税交付金から12款分担金及び負担金まで、5頁から9頁までの5頁です。質疑はございませんか。ないようですので、6款法人事業税交付金から12款分担金及び負担金までを終わります。続きまして、13款使用料及び手数料、14款国庫支出金、9頁から16頁までの8頁です。質疑はございませんか。8番國部委員。</p>
國部委員	<p>11頁、住宅使用料に関して、先ほど公営住宅の空き室が24部屋というのはお伺いしましたが、去年もこの話をさせていただいて、見なし特公賃とか、そういった対応を予定しているということをお伺いしました。その効果といいますか、成果は。空き室対策になったかということをお伺いしたいと思います。</p>
委員長	<p>高田建設課長。</p>
建設課長	<p>見なし特公賃については、昨年度、2戸追加しております。現在、2戸とも居住されておりますので、効果はあったのかなと考えております。また、随時募集についても昨年度から行っているのですけれども、少しずつですけれども、何件かは入るようにはなっているので、効果はあるのかなと考えております。</p>
委員長	<p>よろしいですか。ほかにございませんか。ありませんか。ないようでございますので、13款使用料及び手数料、14款国庫支出金を終わります。続きまして、15款道支出金から16款財産収入まで、17頁から22頁までの6頁です。質疑はございませんか。ございませんか。ないようですので、15款道支出金から16款財産収入までを終わります。次に、17款寄附金から21款町債まで、22頁から30頁までの9頁です。質疑はございませんか。ないようですので、17款寄附金から21款町債までを終わります。以上で、款ごとの質疑を終了し、歳入全般について質疑を受けます。ありませんか。ないようですので、以上で歳入を終わります。</p>
委員長	<p>次に、一般会計財産に関する調書について質疑を受けます。6番白幡委員。</p>
白幡委員	<p>決算書の174頁、出資による権利ということで、旭川営林支局森のオーナー制度のことについて聞きたいのですが、どのようなオーナー制度なのか。それと何年に出資しているのか、教えていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>坂川総務課長。</p>
総務課長	<p>内容について、営林署のほうから国有林の必要面積を町のほうで出資をして、その面積の森林を管理してもらう制度でございます。この出資につきましては、平成6年の3月に契約をいたしまして、期間が平成41年、令和11年3月までの期間を国有林の管理をもらうというような内容になります。</p>
委員長	<p>よろしいですか。白幡委員。</p>
白幡委員	<p>この中身を詳しく知りたいのですが、これオーナーになって、やはり何か物を得るという解釈でいいのですか。</p>
委員長	<p>坂川総務課長。</p>
総務課長	<p>すみません、ちょっと言葉が足りなかったです。国有林の一部の面積を、遠別町の森林として管理してもらうというような契約で、最終的に、その面積の部分に立っている木を伐採しまして、その分の収益が町に入ってくるというような内容になります。</p>
委員長	<p>暫時休憩します。</p>
	<p>休憩（13：25） 再開（13：29）</p>
委員長	<p>休憩を解き、会議を再開します。総務課長。</p>
総務課長	<p>これは、国有林の有効活用という部分もありまして、遠別町のほうで、期間としては35年間、分収林として管理をさせていただいて、最終的に立ち木を伐採した収益が一部町のほうに入ってくるというものになります。</p>
委員長	<p>よろしいですか。</p>
	<p>（「分かりました」との声あり）</p>

委員長	ほかにございませんか。ないようですので、以上で、一般会計、財産に関する調書の質疑は終わります。次に、認定第1号令和5年度遠別町一般会計決算全般について、総括質疑を受けます。8番國部委員。
國部委員	一般会計全般にはなるんですが、ちょっとここでのあれかは分かんないですけど、どこで聞けばいいか分かんなかったの、ちょっとお伺いします。成果説明書の29頁、令和5年度の起債額がまとめられています。従来より、過疎対策事業債は7割交付税措置ですよというふうに聞いておりますが、トータル、ほかの土木債とか農林水産業債とか、こういった交付税の対象になるのかお知らせいただきたいと思います。
委員長	坂川総務課長。
総務課長	過疎債は7割ということで存じられていることかと思いますが、上から順にちょっと説明しますと、農林水産業債の町有林につきましては交付税額ございません。次の草地畜産基盤整備事業債というのは、公共事業等整備事業になりますので、充当90%のうち50%の交付税措置がされます。290万が90%の借入額になりますので、その50%というふうに考えていただければいいと思います。次の中央明渠排水につきましては、これは、緊急自然災害防止債という起債の対象になりますので、交付税の7割、過疎債と同じように7割の交付税措置、それから、次の河川維持管理事業債につきましては、緊急しゅんせつ推進事業債というのがありまして、それについても7割、災害復旧事業債につきましては95%の措置がされると。ちょっと年度によって若干措置率が変わるんですが、今、現年度分のはずです、その措置額で間違いはないと思います。
委員長	よろしいですか。（「臨時財政対策債」との声あり）坂川総務課長。
総務課長	臨時財政対策債については全額です。
委員長	8番國部委員。
國部委員	つまり、令和5年度に起債しているのが19億3,000万円余りということですが、実際に町の負担として、これから負担となるのが、計算すると5億8,183万5,000円、今、計算したんですけど、5億8,000万円余りという認識でよろしいですね。
委員長	総務課長。
総務課長	計算上ちょっと私もしていないんですが、そういった認識で問題ないと思います。なるべく過疎債が全て充当できるわけじゃないので、いろんな交付税の措置がある有利な起債を借りながら事業を進めているということで御理解いただきたいと思います。
委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。ありませんか。ないようですので、以上で、認定第1号令和5年度遠別町一般会計決算全般についての総括質疑は終わります。
委員長	次に、認定第2号令和5年度遠別町国民健康保険特別会計について、歳出から行います。1款総務費、2款保険給付費、98頁から103頁までの6頁です。質疑はありませんか。ないようですので、3款国民健康保険事業費納付金から9款諸支出金まで、103頁から108頁までの6頁です。質疑はありませんか。ございませんか。ないようですので、以上で歳出を終わります。続いて、歳入について、1款国民健康保険税から7款諸収入まで、92頁から97頁まで、一括で質疑を行います。ございませんか。ありませんか。ないようですので、以上で歳入を終わります。次に、国民健康保険特別会計、財産に関する調書について、質疑を受けます。ございませんか。ないようですので、以上で、国民健康保険税特別会計、財産に関する調書の質疑は終わります。次に、認定第2号令和5年度遠別町国民健康保険特別会計決算全般について、総括質疑を受けます。ございませんか。ないようですので、以上で、認定第2号令和5年度遠別町国民健康保険特別会計決算全般についての総括質疑は終わります。
委員長	次に、認定第3号令和5年度遠別町後期高齢者医療特別会計について、歳出から行います。1款総務費から3款諸支出金、113頁から114頁まで、一括で

	<p>質疑を受けます。ございませんか。ないようですので、以上で歳出を終わります。続いて、歳入について、1 款後期高齢者医療保険料から、4 款諸収入まで、1 1 0 頁から1 1 2 頁まで、一括で質疑を受けます。ございませんか。ないようですので、以上で歳入を終わります。次に、認定第 3 号令和 5 年度遠別町後期高齢者医療特別会計決算全般について、総括質疑を受けます。ございませんか。ないようですので、以上で、認定第 3 号令和 5 年度遠別町後期高齢者医療特別会計決算全般についての総括質疑は終わります。</p>
委員長	<p>次に、認定第 4 号令和 5 年度遠別町簡易水道特別会計について、歳出から行います。1 款衛生費から 2 款公債費まで、1 2 0 頁から 1 2 3 頁まで、一括で質疑を受けます。6 番白幡委員。</p>
白幡委員	<p>決算書の 1 2 2 頁で、効果表の 9 5 頁、量水器工事 2 4 0 か所、令和 5 年度末でいいんですが、町内に何か所の量水器が設置されているか教えてください。</p>
委員長	<p>建設課長高田博之君。</p>
建設課長	<p>町内全体で 1, 6 2 0 か所程度となっております。</p>
委員長	<p>白幡委員。</p>
白幡委員	<p>1, 6 2 0 か所のうちに、もうここには住んでないよ、住めないよという箇所についての扱い方というのはどのようにしているのか教えてください。</p>
委員長	<p>建設課長。</p>
建設課長	<p>本当によっぽど住めないだろうというところについては、使用年限過ぎたものの更新はしていないので、再度その状態で使用される場合は取り替えるような形の対応を取っております。</p>
委員長	<p>よろしいですか。 (「はい」との声あり)</p>
委員長	<p>ほかにございませんか。ありませんか。ないようですので、以上で、歳出を終わります。続いて、歳入について、1 款使用料及び手数料から 5 款町債まで、1 1 6 頁から 1 1 9 頁まで、一括で質疑を行います。ございませんか。ないようですので、以上で、歳入を終わります。次に、簡易水道特別会計、財産に関する調書について、質疑を受けます。ございませんか。ないようでありますので、以上で、簡易水道特別会計、財産に関する調書の質疑は終わります。次に、認定第 4 号令和 5 年度遠別町簡易水道特別会計決算全般について、総括質疑を受けます。ございませんか。ないようでありますので、以上で、認定第 4 号令和 5 年度遠別町簡易水道特別会計決算全般についての総括質疑を終わります。</p>
委員長	<p>次に、認定第 5 号令和 5 年度遠別町下水道特別会計について、歳出から行います。1 款下水道費から 2 款公債費、1 3 0 頁から 1 3 3 頁まで、一括で質疑を受けます。8 番國部委員。</p>
國部委員	<p>決算書の 1 3 2 頁、効果表の 9 7 頁、特定環境保全公共下水道事業の公営企業会計適用事業でありますけれども、こちらは天塩町との共同実施というのは認識しておりますが、予算上、当初全くの折半だったところ、決算上では遠別町のほうがやや多く負担しているように思いますが、その理由をお願いします。</p>
委員長	<p>高田建設課長。</p>
建設課長	<p>こちらにつきましては、個別排水処理事業ということで、市街地外の区域、遠別町は個別排水、浄化槽を設置している区域があります。その分の事業が一応その一つの事業ということになりますので、特定環境保全事業と個別排水事業ということで、遠別町のほうが少し多くなっている形になっております。</p>
委員長	<p>よろしいですか。8 番國部委員。</p>
國部委員	<p>それは予算上で分からなかった点なんですか。</p>
委員長	<p>高田課長。</p>
建設課長	<p>当初、折半で行けるだろうということであつと予算を見ていたんですけども、実際見積りというか、入札書を頂いて、その後、内訳書を頂いた中では、個別になりますよということで、そのような結果になっております。</p>

委員長	よろしいですか。ほかにございませんか。6番白幡委員。
白幡委員	効果表の97頁の環境カメラ調査業務、令和5年度の計画1,800メートルとなっているんですが、これ町内何千メートルに既設にされているのか教えてください。
委員長	高田建設課長。
建設課長	全体で16.5キロでございます。
委員長	白幡委員。
白幡委員	全体で16.5キロということで、何年でこれ一回りする予定ですか。
委員長	建設課長。
建設課長	一応10年程度ということで考えております。
委員長	ほかにございませんか。ありませんか。ないようでありますので、以上で、歳出を終わります。続いて、歳入について、1款分担金及び負担金から7款町債、125頁から129頁まで、一括質疑を受けます。ございませんか。ないようでありますので、以上で歳入を終わります。次に、下水道特別会計、財産に関する調書について質疑を受けます。ございませんか。なければ、以上で、下水道特別会計、財産に関する調書の質疑は終わります。次に、認定第5号令和5年度遠別町下水道特別会計決算全般について、総括質疑を受けます。ございませんか。ないようでありますので、以上で、認定第5号令和5年度遠別下水道特別会計全般についての総括質疑を終わります。暫時休憩します。2時10分まで。
	休憩（13：56） 再開（14：10）
委員長	休憩を解き、会議を進めてまいります。次に、認定第6号令和5年度遠別町介護保険特別会計について、事業勘定ごとに行います。保険事業勘定の歳出について、1款総務費から6款諸支出金、145頁から159頁まで、一括で質疑を受けます。
	（「なし」との声あり）
委員長	ないということありますので、以上で、保険事業勘定の歳出を終わります。続いて、保険事業勘定の歳入について、1款保険料から8款諸収入、135頁から144頁まで、一括で質疑を行います。ございませんか。
	（「なし」との声あり）
委員長	ないということありますので、以上で、保険事業勘定の歳入を終わります。次に、介護サービス事業勘定の歳出について、1款総務費、2款サービス事業費、163頁と164頁の2頁、一括で質疑を受けます。ございませんか。
	（「なし」との声あり）
委員長	ないようでありますので、以上で介護サービス事業勘定の歳出を終わります。続いて、介護サービス事業勘定の歳入について、1款サービス収入から4款諸収入、161頁と162頁の2頁、一括で質疑を受けます。ございませんか。
	（「なし」との声あり）
委員長	ないようでありますので、以上で、介護サービス事業勘定の歳入を終わります。次に、介護保険特別会計、財産に関する調書について、質疑を受けます。ございませんか。
	（「なし」との声あり）
委員長	なければ、以上で、介護保険特別会計財産に関する調書の質疑は終わります。次に、認定第6号令和5年度遠別町介護保険特別会計決算全般について、総括質疑を受けます。ございませんか。
	（「なし」との声あり）
委員長	ないようでありますので、以上で、認定第6号令和5年度遠別町介護保険特別会計決算全般についての総括質疑は終わります。
委員長	次に、認定第7号令和5年度遠別町立病院事業会計について行いますが、診療所事務長、齊藤晶夫君から発言を求められておりますので、これを許します。

	診療所事務長、齊藤晶夫君。
診療所事務長	6月議会定例会の行政報告におきまして、令和5年度国保病院事業会計の決算額を1,279万1,000円の赤字と報告しておりましたが、決算審査での御指摘により、資産減耗費の薬品費の部分につきまして記載誤りがあり、1,277万4,000円の赤字に修正となりました。大変申し訳ございませんでした。
委員長	よろしいでしょうか。それでは進めてまいります。令和5年度遠別町立国保病院事業会計決算審査に係る監査委員の意見書について、質疑を受けます。ありませんか。
	(「なし」との声あり)
委員長	ないようですので、以上で、監査委員の審査意見についての質疑は終わります。次に、認定第7号令和5年度遠別町立国保病院事業会計について、収益的収入及び支出について、一括で質疑を受けます。ございませんか。
	(「なし」との声あり)
委員長	ないようでございますので、以上で、収益的収入及び支出についての質疑を終わります。続いて、資本的収入及び支出について、一括で質疑を受けます。
	(「なし」との声あり)
委員長	ないという意見がございました。以上で、資本的収入及び支出についての質疑を終わります。次に、認定第7号令和5年度遠別町立国保病院事業会計決算全般について、総括質疑を受けます。ございませんか。
	(「なし」との声あり)
委員長	ないようでございますので、以上で、認定第7号令和5年度遠別町立国保病院事業会計決算全般についての総括質疑は終わります。
委員長	以上をもって、認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に係る審査は全て終了いたしました。これより委員会としての結論を出すこととなりますので、説明員の方々の退席を求めます。暫時休憩します。
	休憩(14:19) 再開(14:21)
委員長	休憩を解き、会議を再開いたします。ただいまから、委員会としての結論を出します。認定第1号令和5年度遠別町一般会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め、採決を行います。認定第1号令和5年度遠別町一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第2号令和5年度遠別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め、採決を行います。認定第2号令和6年度遠別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。続きまして、認定第3号令和5年度遠別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め、採決を行います。認定第3号令和5年度遠別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君

	の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第4号令和5年度遠別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め、採決を行います。認定第4号令和5年度遠別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第5号令和5年度遠別町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め、採決を行います。認定第5号令和5年度遠別町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第6号令和5年度遠別町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、お諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め、採決を行います。認定第6号令和5年度遠別町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。認定第7号令和5年度遠別町立国保病院事業会計決算認定について、お諮りいたします。本案は、討論省略、採決してよろしいですか。
	(「異議なし」との声あり)
委員長	異議なしと認め、採決を行います。認定第7号令和5年度遠別町立国保病院事業会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
	(全員起立)
委員長	起立全員であります。したがって、認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。
委員長	以上をもちまして、本特別委員会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。これをもちまして、令和5年度遠別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。